

## 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

### 【この書面をよくお読みください。】

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

#### 手数料など諸費用について

- ・ 保管振替制度による、お預かり証券の他社への移管については、1 銘柄について 2,200 円、最高 55,000 円を頂戴いたします。但し、公開買付（TOB）への応募申込み等の時は頂きません。
- ・ 米国株式については、1 銘柄 5,500 円頂戴いたします。上限はございません。

#### この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

#### 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

#### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引業第 28 条第 1 項に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

#### この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- \* お客様から解約の通知があった場合
- \* この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

## 当社の概要

商号等	西村証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第 26 号
本店所在地	〒600-8007 京都市下京区四条通高倉西入立売西町 65
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5 億円（2020 年 3 月 31 日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月日	昭和 15 年 11 月 1 日
連絡先	075-221-3346 又はお取引のある営業所にご連絡ください。